



## デジタル・アドバタイジング・コンソーシアムがALBERT<3906>株式の大量保有報告書を提出



ALBERT<3906>について、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアムが2月26日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「政策投資及び取引関係強化」によるもの。

報告書によると、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアムのALBERT株式保有比率は、14.98%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年2月19日。